特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障がい者手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、障がい者福祉に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和5年9月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	身体障がい者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	飯塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳交付台帳整備に関する事務 ③氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ④身体障がい者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者総合支援、心身障害者台帳、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
・障害者総合支援情報ファイル・心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第11項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の第16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12,20,21,22,28,29,30,31,42,53条 (情報照会の根拠) なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部 社会・障がい者福祉課
②所属長の役職名	社会・障がい者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部 社会・障がい者福祉課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1151)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年8月21日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年8月21日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	直点項目評 個	西書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	キャトワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	・通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	内線1221-1222	内線1314~1316		
	8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	内線1171	内線1151		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	Ⅱ 3 重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年8月16日	飯塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象 者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳を交付申請書の受理、審査 及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳の返還に関する事務 ②身体障がい者手帳の返還に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出 の受理、その面出に対する応答に関する事務 ⑤身体障がい者手帳の再交付に関する事務		飯塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象 者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳交付申請書の受理、審査 及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳交付台帳整備に関する事 務 ③氏名の変更又は居住地を移した場合の届出 の受理、その届出に対する応答に関する事務 ④身体障がい者手帳の再交付に関する事務		
令和3年2月6日	Ⅱ 3 重大事故	発生あり	発生なし		
令和3年8月16日	Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和4年8月17日	Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年8月17日時点		
令和4年8月17日	Ⅳ 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査		
令和5年2月21日	Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か	令和4年8月17日時点	令和5年2月21日時点		
令和5年8月21日	Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か	令和5年2月21日時点	令和5年8月21日時点		